

令和 8 年 9 月 3 日

利用者様  
ご家族様  
グループホームご担当者様

支援センター中  
所長 鎌田 浩二

## 台風・地震・大雨における臨時休業の発令基準の変更について

平素は当センターの運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、台風・地震・大雨に際して、利用者様の安全確保のため、従前の台風のための基準を改め、下記のような基準を設けて対応いたします。

### 【前日の時点】

以下のいずれかに該当し、翌日の安全な事業所の営業が困難と予想される場合、所長の判断で臨時休所を決定することがあります。

- ① 翌日に【**暴風**】いずれかの「**警報**」「**危険警報**」「**特別警報**」が発令される可能性が著しく高い場合
- ② 公共交通機関（JR・大阪メトロ・近鉄等）で「**計画運休**」が事前に発表された場合  
※臨時休所が決定した場合、すみやかに利用者様・ご家族様に連絡させていただきます。

### 【当日朝 7 時の時点】

※ **NHK のニュース等でご確認ください。**

- ① 大阪市又はお住まいの地域に【**暴風警報**】・「**危険警報**」「**特別警報**」が発令されている場合
  - ② JR 大阪環状線と大阪メトロの両方が**運休**している場合（一部見合わせ含む）
  - ③ 南海トラフ地震臨時情報（**巨大地震警戒**）が発表されている場合、または**震度 5 弱以上**の地震が発生した場合
- ★上記 ①～③の内、**いずれか 1 つでも該当する場合は【自宅待機】**とします。

※【大雨警報・洪水警報等】が発令されている場合は、休所となりません。

### 【当日午前 10 時の時点】

※NHK のニュース等でご確認ください。

#### 【①～③のすべてが解除されている場合】

⇒「午後 1 時から開所とします。」

※昼食は準備できませんので、食事を済ませてから通所または送迎を利用してください。

#### 【①～③の内、1 つでも継続している場合】

⇒臨時休所とします。（または所長が事業所の営業が困難と判断した場合も同様）

※臨時休所が決定した場合、すみやかに職員からご連絡いたします。

### 【利用中に警報の発令及び交通機関の運休等が生じた場合について】

・利用中に「各種警報の発令」「交通機関の運休見込み」が生じた場合、または生じる可能性が高い場合、利用者の安全を考慮し、所長判断により速やかに繰り上げ降所（早期帰宅）とします。

・ご家族様・グループホームご担当者様へ順次ご連絡いたしますので、常に連絡が取れる体制へのご協力をお願いいたします。

・ご家族様・グループホームご担当者様と連絡が取れない場合は、安全のため、事業所内にて待機していただきます。また状況によりご家族様・グループホームご担当者様にお迎えをお願いすることがあります。

### （その他：ご家族様・グループホームご担当者様へのお願い）

基準（警報等）に該当していない場合であっても、ご自宅周辺の天候や道路状況によりご利用が困難・危険と判断された場合は、無理をせずご利用を見合わせてください（その際は事業所までご連絡をお願いいたします）。